



宮 崎 県 公 報

平成23年3月10日(木曜日) 第 2266 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 民有林の保安林の指定(2件)……………(自然環境課) 1
- 牛、馬、豚、鶏及びみつばちの監視伝染病の発
生予防のための検査の実施……………(畜産課) 1
- 道路の区域の変更(3件)……………(道路保全課) 2
- 道路の供用の開始(2件)……………(“) 3
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(“) 4
- 都市計画事業の認可……………(都市計画課) 5
- 建築主事事務処理規程の一部を改正する告示…(建築住宅課) 5

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出(2件)…(商業支援課) 6
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市
町村の意見(2件)……………(“) 7
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………(農村整備課) 7
- 二級建築士及び木造建築士試験の実施……………(建築住宅課) 8
- 入札公告…………… 8
- 選挙管理委員会告示**
- 政党その他の政治団体の設立及び異動並びに解
散の届出…………… 9
- 解散した政治団体の収支報告書の要旨……………10
- 資金管理団体の指定の届出……………11
- 海区漁業調整委員会指示**
- 漁業法に基づく指示……………11

告 示

宮崎県告示第 162号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。
平成23年3月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市南郷町津屋野字岡ヶ平3877-3(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 163号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成23年3月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字本城字上篠原5561-2(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 164号

牛、馬、豚、鶏及びみつばちの監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第 166号)第5条第1項の規定により、検査の対象となる牛、馬、豚、鶏及びみつばちの所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成23年3月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

家畜の種類	監視伝染病の種類	家畜の範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
牛	ブルセラ病	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育する雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目	ブルセラ急速凝集反応	県内一円	平成23年 4月1日から 平成24年

		<p>的で飼育している雄牛</p> <p>3 前 2 号の牛と同一施設内で飼育している牛</p> <p>4 実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛</p>		3月31日まで
	結核病	<p>1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育する雌牛</p> <p>2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛</p> <p>3 前 2 号の牛と同一施設内で飼育している牛</p> <p>4 実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛</p>	ツベルクリン皮内反応	
	ヨーネ病	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	一般臨床検査及び抗体検査又は細菌検査	
	ブルータング	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	一般臨床検査及び抗体検査	
	アカバネ病			
	チュウザン病			
	牛白血病			
	アイノウイルス感染症			
	イバラキ病			
	牛流行熱			
	伝達性海綿状脳症	月齢又は推定月齢が満24月以上で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した死亡牛	エライザ検査	
馬	馬伝染性貧血	実施区域内で飼育されている馬で、家畜保健衛生所が検査馬として選定した馬	一般臨床検査及び抗体検査	
	馬バラチフス		一般臨床検査及び抗体検査又は細菌検査	
	馬伝染性子宮炎		一般臨床検査及び細菌検査	
	馬インフルエンザ		一般臨床検査及びウイルス検査	
豚	オーエスキー病	実施区域内で飼育されている豚で、家畜保健衛生所が検査豚として選定した豚	一般臨床検査及び抗体検査	
	伝染性胃腸炎			
	豚繁殖・呼吸障害症候群			
	豚流行性下痢			
	豚コレラ			
鶏	ニューカッスル病	実施区域内で飼育されている鶏で、家畜保健衛生所が検査鶏として選定した鶏	一般臨床検査及び抗体検査	
	家きんサルモネラ感染症			
	鶏マイコプラズマ病		一般臨床検査及びウイルス分離、抗体検査	
	高病原性鳥インフルエンザ			
みつばち	腐蛆病	実施区域内で飼育されているみつばちで、家畜保健衛生所がみつばちとして選定したみつばち	一般臨床検査及び細菌検査	

宮崎県告示第 165号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 3 月10日から平成23年 3 月24日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	日向市東郷 町山陰字桂 原乙 7 番 1 地先から同 市同町山陰 同字乙32番 2地先まで	旧	20.2 ~ 50.2 7.4 ~ 17.2	268.2 256.6
				新	20.2 ~ 50.2	268.2

宮崎県告示第 166号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 3 月10日から平成23年 3 月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 5 03号	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字焼野 4617番 2 地 先から同郡 同村同大字 同字4617番 2地先まで	旧	4.2 ~ 6.4	114.7
				新	8.9 ~ 18.1	114.7

宮崎県告示第 167号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 3 月10日から平成23年 3 月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
209	県道	上長川 日之影 線	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字桂63 92番 4 地先 から同郡同 村同大字同 字6394番 6 地先まで	旧	5.0 ~ 9.7	73.7
				新	7.2 ~ 53.0	73.7

宮崎県告示第 168号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 3 月10日から平成23年 3 月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 5 03号	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字焼野 4617番 2 地 先から同郡 同村同大字 同字4617番 2地先まで	平成23年 3 月25日

宮崎県告示第 169号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 3 月10日から平成23年 3 月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
209	県道	上長川 日之影 線	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字桂63 92番 4 地先 から同郡同 村同大字同 字6394番 6 地先まで	平成23年 3 月25日

宮崎県告示第 170号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成23年 3 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
都 城 市	湯之元谷 1	04- 202- 1- 006	土 石 流
	湯之元谷 2	04- 202- 1- 007	土 石 流
	和 田 敷	I - 1 - 0544	急傾斜地の崩壊
	高 野 東	I - 1 - 0545	急傾斜地の崩壊
	鷹尾三丁目	I - 1 - 0571	急傾斜地の崩壊
	油 田	I - 1 - 0576	急傾斜地の崩壊
	ニ タ 元	I - 1 - 0583	急傾斜地の崩壊
	都 島 - 1	I - 1 - 3173	急傾斜地の崩壊
	藤 田 - 1	I - 2 - 0220	急傾斜地の崩壊
	加治屋- 2	II - 1 - 4817	急傾斜地の崩壊
	加治屋- 3	II - 1 - 4818	急傾斜地の崩壊
	原 村 - 2	II - 1 - 4844	急傾斜地の崩壊
	原 村 - 6	III - 1 - 9387	急傾斜地の崩壊
	高 野 - 1	II - 1 - 4910	急傾斜地の崩壊
	上森田- 1	II - 1 - 4963	急傾斜地の崩壊
	片 平 - 4	II - 2 - 0342	急傾斜地の崩壊
	北 田	I - 1 - 0678	急傾斜地の崩壊
	万 ヶ 塚	I - 1 - 3267	急傾斜地の崩壊
	北 田 - 1	I - 1 - 3270	急傾斜地の崩壊
	谷 頭 - 3	II - 1 - 5210	急傾斜地の崩壊
	谷 川 1	I - 1 - 0713	急傾斜地の崩壊
	谷 川 2	I - 1 - 0746	急傾斜地の崩壊
	谷 川 3	I - 1 - 0747	急傾斜地の崩壊
後 平 - 4	I - 1 - 3287	急傾斜地の崩壊	
軍人原 1	I - 1 - 0653	急傾斜地の崩壊	

軍人原 2	I - 1 - 0654	急傾斜地の崩壊
中 野	II - 1 - 0623	急傾斜地の崩壊
五十山- 1	II - 1 - 5085	急傾斜地の崩壊
五十山- 2	II - 1 - 5086	急傾斜地の崩壊
五十山- 3	II - 1 - 5087	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 171号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成23年3月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 (溪 流) 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
都 城 市	湯之元谷 1	04- 202- 1- 006	土 石 流
	湯之元谷 2	04- 202- 1- 007	土 石 流
	和 田 敷	I - 1 - 0544	急傾斜地の崩壊
	高 野 東	I - 1 - 0545	急傾斜地の崩壊
	鷹尾三丁目	I - 1 - 0571	急傾斜地の崩壊
	油 田	I - 1 - 0576	急傾斜地の崩壊
	ニ タ 元	I - 1 - 0583	急傾斜地の崩壊
	都 島 - 1	I - 1 - 3173	急傾斜地の崩壊
	藤 田 - 1	I - 2 - 0220	急傾斜地の崩壊
	加治屋- 2	II - 1 - 4817	急傾斜地の崩壊
	加治屋- 3	II - 1 - 4818	急傾斜地の崩壊
	原 村 - 2	II - 1 - 4844	急傾斜地の崩壊
	原 村 - 6	III - 1 - 9387	急傾斜地の崩壊
	高 野 - 1	II - 1 - 4910	急傾斜地の崩壊
	上森田- 1	II - 1 - 4963	急傾斜地の崩壊

片平 - 4	II - 2 - 0342	急傾斜地の崩壊	五十山 - 2	II - 1 - 5086	急傾斜地の崩壊
北 田	I - 1 - 0678	急傾斜地の崩壊	五十山 - 3	II - 1 - 5087	急傾斜地の崩壊
万ヶ塚	I - 1 - 3267	急傾斜地の崩壊			
北田 - 1	I - 1 - 3270	急傾斜地の崩壊			
谷頭 - 3	II - 1 - 5210	急傾斜地の崩壊			
谷川 1	I - 1 - 0713	急傾斜地の崩壊			
谷川 2	I - 1 - 0746	急傾斜地の崩壊			
谷川 3	I - 1 - 0747	急傾斜地の崩壊			
後平 - 4	I - 1 - 3287	急傾斜地の崩壊			
軍人原 1	I - 1 - 0653	急傾斜地の崩壊			
軍人原 2	I - 1 - 0654	急傾斜地の崩壊			
中 野	II - 1 - 0623	急傾斜地の崩壊			
五十山 - 1	II - 1 - 5085	急傾斜地の崩壊			

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 172号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第 1 項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成23年 3 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
都城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
都城広域都市計画道路事業 3・5・61号 鷹尾上長飯通線
都城広域都市計画道路事業 3・4・60号 郡元通線
都城広域都市計画道路事業 3・6・52号 桜馬場通線
- 3 事業施行期間
平成23年 3 月10日から平成28年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
都城市郡元町及び早水町地内
使用の部分
なし

建築主事務処理規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成23年 3 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 173号

建築主事務処理規程の一部を改正する告示

建築主事務処理規程（昭和59年宮崎県告示第 324号）の一部を次のように改正する。

次の表を改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
建築主事	所管区域		建築主事	所管区域	
名称	所属				
宮崎県建築主事	県土整備部建築住宅課	[略]	宮崎県建築主事	[略]	
宮崎地区建築主事	宮崎土木事務所 高岡土木事務所 西都土木事務所 高鍋土木事務所		宮崎県県央地区建築主事		
日南地区建築主事	日南土木事務所 串間土木事務所		宮崎県県南地区建築主事		
都城地区建築主事	都城土木事務所 小林土木事務所		宮崎県県西地区建築主事		
延岡地区建築主事	西臼杵支庁 日向土木事務所 延岡土木事務所		宮崎県県北地区建築主事		

附 則

この告示は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年3月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クロスモール清武
宮崎市清武町正手2丁目32番地 外6筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
オリックス不動産株式会社 代表取締役 山谷佳之
東京都港区浜松町2丁目4番1号
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) クロスモール清武 (仮称)
(変更後) クロスモール清武
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城雅雄
福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目13番12号
株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎
東京都府中市若松町1-36-1
株式会社セリア 代表取締役 河合宏光
岐阜県大垣市外測2丁目38番地
株式会社マスマヤ 代表取締役 山口健二郎
宮崎市神宮東1-21-1
(変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田英二
福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目13番12号
株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎
東京都府中市若松町1-36-1
株式会社セリア 代表取締役 河合宏光
岐阜県大垣市外測2丁目38番地
株式会社マスマヤ 代表取締役 山口健二郎
宮崎市神宮東1-21-1
有限会社りーぶる金海堂 代表取締役 中村吉寛
宮崎市大淀4丁目6-28宮交シティ3F
パナソニックテレコム株式会社 代表取締役 佐藤正人
東京都港区芝浦1丁目12番3号
有限会社平和食品工業 代表取締役 花堂伸樹

東諸県郡国富町大字森永1183-3
株式会社ケイディ商事 代表取締役 安田耕一
都城市花繰町20-8

- 4 変更した年月日
平成22年11月18日
- 5 変更した理由
届出時の店舗名称及び未定店舗が確定したため
- 6 届出年月日
平成23年2月14日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成23年3月10日から平成23年7月11日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課
 - (2) 期間
平成23年3月10日から平成23年7月11日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年3月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クロスモール清武
宮崎市清武町正手2丁目32番地 外6筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
オリックス不動産株式会社 代表取締役 山谷佳之
東京都港区浜松町2丁目4番1号
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 株式会社ナフコ 開店時刻午前7時
閉店時刻午後9時
マックスバリュ九州株式会社 24時間
株式会社サンドラッグ 開店時刻午前9時
閉店時刻午後9時

株式会社セリア	開店時刻午前 9 時 閉店時刻午後 9 時	平成23年 3 月10日から平成23年 7 月11日まで
株式会社マスマヤ	開店時刻午前 9 時 閉店時刻午後 9 時	8 意見書の提出先及び期間
その他未定	開店時刻午前 9 時 閉店時刻午後 9 時	(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課
(変更後) 株式会社ナフコ	開店時刻午前 7 時 閉店時刻午後 9 時	(2) 期間 平成23年 3 月10日から平成23年 7 月11日まで
マックスバリュ九州株式会社	24時間	9 意見書の記載事項
株式会社サンドラッグ	開店時刻午前 9 時 閉店時刻午後 9 時	意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
株式会社セリア	開店時刻午前 9 時 閉店時刻午後 9 時	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。
株式会社マスマヤ	開店時刻午前 9 時 閉店時刻午後 9 時	平成23年 3 月10日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣
有限会社りーぶる金海堂	開店時刻午前10時 閉店時刻午後 9 時	1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグストアモリ小林店・マックハウス小林店 小林市大字水流迫上之原 648番25 外 5 筆
パナソニックテレコム株式会社	開店時刻午前10時 閉店時刻午後 7 時	2 意見の概要 意見を有しない
有限会社平和食品工業	開店時刻午前10時 閉店時刻午後 8 時	3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
株式会社ケイディ商事	開店時刻午前10時 閉店時刻午後 8 時	(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課
(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(変更前) A 棟店舗 1 用No①	午前 6 時～午後10時	(2) 期間 平成23年 3 月10日から平成23年 4 月11日まで
A 棟店舗 2 用No②	午前 0 時～午後10時	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。
A 棟店舗 3 用No③	午前 6 時～午後10時	平成23年 3 月10日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣
A 棟店舗 4 用No④	午前 6 時～午後10時	1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグストアモリ小林店・マックハウス小林店 小林市大字水流迫上之原 648番25 外 5 筆
A 棟店舗 5 用No⑤	午前 6 時～午後10時	2 意見の概要 特になし
A 棟店舗 6 用No⑥	午前 6 時～午後10時	3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
別棟店舗用No⑦	午前 8 時～午後 3 時	(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課
(変更後) A 棟店舗 1 用No①	24時間	、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
A 棟店舗 2 用No②	午前 0 時～午後10時	(2) 期間 平成23年 3 月10日から平成23年 4 月11日まで
A 棟店舗 3 用No③	午前 6 時～午後10時	土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、浦之名地区 6 換地区県営土地改良事業（宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。
A 棟店舗 4 用No④	午前 6 時～午後10時	平成23年 3 月10日
A 棟店舗 5 用No⑤	午前 6 時～午後10時	
A 棟店舗 6 用No⑥	午前 6 時～午後10時	
別棟店舗用No⑦	午前 8 時～午後 3 時	
4 変更する年月日	平成23年 2 月15日	
5 変更する理由	本届出のクロスモール清武内対象店舗（マックスバリュ）の早朝来店者数が当初予測より多いため商品搬入の量を増やし対応するため	
6 届出年月日	平成23年 2 月14日	
7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間		
(1) 場所	宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター	
(2) 期間		

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

建築士法 (昭和25年法律第 202号) 第13条の規定により、平成23年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項に規定する宮崎県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成23年3月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 試験の日時

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	平成23年7月3日 (日曜日) 午前10時00分から 午後5時10分まで	平成23年9月11日 (日曜日) 午前11時30分から 午後4時00分まで
木造建築士試験	平成23年7月24日 (日曜日) 午前10時00分から 午後5時10分まで	平成23年10月9日 (日曜日) 午前11時30分から 午後4時00分まで

2 試験の場所

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	宮崎市霧島1丁目1番地1 JAアズムホール	宮崎市霧島1丁目1番地1 JAアズムホール
木造建築士試験	宮崎市霧島1丁目1番地1 JAアズムホール	宮崎市霧島1丁目1番地1 JAアズムホール

3 受験申込受付場所、受付期間及び受付時間

受付場所	受付期間及び受付時間
宮崎市霧島1丁目1番地1 JAアズムホール1階中会議室	平成23年4月11日(月曜日)から 平成23年4月15日(金曜日)まで の午前10時から午後4時まで
都城市北原町26街区13号 都城地区建設業協会	平成23年4月11日(月曜日)及び 平成23年4月12日(火曜日)の 午前10時から午後4時まで
延岡市東本小路131番地5 延岡市民協働まちづくりセンター	平成23年4月13日(水曜日)及び 平成23年4月14日(木曜日)の 午前10時から午後4時まで

4 インターネットによる受験申込

申込サイト	受付期間及び受付時間
財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (http://www.jaeic.jp/)	平成23年4月1日(金曜日)から 平成23年4月7日(木曜日)まで 受付開始日の午前10時から 受付終了日の午後4時まで

5 受験手数料

16,900円

6 その他

その他の詳細については、宮崎県県土整備部建築住宅課(電話0985-26-7195)、財団法人建築技術教育普及センター九州支部(電話092-471-6310)又は社団法人宮崎県建築士会(電話0985-27-3425)までお問い合わせください。

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年3月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名、数量及び規格等 宮崎県広報紙「県広報みやざき」及び宮崎県議会広報紙「県議会の動き」の印刷(こん包及び配送を含む。) 「県広報みやざき」 360,000部×6回、A4判4色カラー8ページ 「県議会の動き」 360,000部×6回、A4判4色カラー4ページ
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成24年3月31日まで
- (4) 納入場所 総部数のうち、354,000部はこん包の上宮崎県が指定する場所へ発送し、残部は宮崎県県民政策部秘書広報課へ納入する。
- (5) 入札方法 (1)の調達件名について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成23年宮崎県告示第154号に規定する資格を有する者で、営業種目が印刷類で種目が平版活版又はカラー印刷のものであること。
 - イ 過去2年間に4色カラーのページを12ページ以上含む刊行物の印刷の実務実績を有する者であること。
 - ウ 宮崎県が各発行月ごとに最終の色校正を確認した日から、8日以内に6,000部、10日以内に354,000部の印刷(こん包及び配送を含む。)が可能な機械設備及び人員体制を有している者であること。
 - エ デザイナー及び制作責任者を調達案件に係る業務に専任で配置できる者であること。
 - オ 連絡をしてからおおむね2時間以内に、デザイナー又は制作責任者を宮崎県県民政策部秘書広報課又は宮崎県議会事務局

局政策調査課に到着させることができる者であること。
カ 色校正後の文字の修正、色の変更、写真の差し替え等に即時対応できる者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類(以下「証明書」という。)を平成23年4月15日までに提出すること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは証明書を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。
なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
(2) 期間 平成23年3月10日から平成23年4月19日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
(2) 期間 平成23年3月10日から平成23年4月19日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務部総務事務センター入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
(2) 日時 平成23年3月18日 午前11時

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
(2) 提出期限 平成23年4月20日 午後3時(郵便にあっては平成23年4月19日午後5時必着)
(3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)によること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務部総務事務センター入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
(2) 日時 平成23年4月20日 午後3時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

1 設立届

○政党

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

12 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(2) この競争入札による調達は、当該調達に係る平成23年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。
(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手續の停止等があり得る。
(4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Publishing of Miyazaki Prefecture's Newsletter "Kenkoho-Miyazaki", and "Kengikainougoki", 360,000 copies × 6times a year.
(2) Time limit for tender: 3:00 p.m. 20 April, 2011
(3) Contact point for the notice: Office Employee General Affairs Center Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan
TEL: 0985-26-7208

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項及び第7条並びに第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立及び異動並びに解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月10日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
日高和広後援会	細川 隆 勇	原 田 忠 幸	日向市大字日知屋 14559-1	平成22年12月1日
すぎもと豊人後援会	松 元 文 行	杉 元 けい子	小林市野尻町紙屋 619-38	平成22年12月2日
中馬章一後援会	佐 藤 智 之	江 川 龍 二	宮崎市大塚台西2丁目5-6	平成22年12月13日
さとう ひろおみ後援会	佐 藤 裕 臣	佐 藤 裕 臣	延岡市北浦町三川内5170	平成22年12月15日
頑張る宮崎の会	佐 藤 智 之	江 川 龍 二	宮崎市大塚台西2-5-6	平成22年12月17日
かい登後援会	甲 斐 登	高 野 優 子	日南市北郷町郷之原甲3626-ロ	平成22年12月22日
川田みつひろ後援会	出 水 晃	川 田 すみ子	小林市野尻町三ヶ野山3004	平成22年12月24日
福本誠作後援会	川 野 健 一	福 本 明 美	小林市野尻町三ヶ野山3337-3	平成22年12月24日
大迫みどり後援会	大 迫 力	大 迫 悦 郎	小林市野尻町紙屋1050-30	平成22年12月27日

えんどう威宣後援会新生会	遠 藤 威 宣	遠 藤 順 子	児湯郡川南町大字川南 840-1	平成22年12月27日
--------------	---------	---------	------------------	-------------

2 異動届

○その他の政治団体

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
前田ひろゆき後援会	代 表 者	関 師 秀 和	松 山 宗 市	平成22年12月10日
松田みつお後援会	代 表 者	村 田 勝 勝	田 中 孝 一	平成22年12月14日
清幸会	所 在 地	宮崎市清武町加納甲1354-3	宮崎市清武町船引2364-14	平成22年12月20日

3 解散届

○政党

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
民主党宮崎県参議院選挙区第2総支部	渡 辺 創	志 賀 信 夫	宮崎市江平西1-1-32 ハイシティアラジンビル 201	平成22年12月14日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
財部一男後援会	谷 口 丈 夫	財 部 直 樹	北諸県郡三股町大字蓼池1023番地1	平成22年12月13日
たじま浩二後援会	田 嶋 久 美	田 嶋 宏 樹	宮崎市矢の先町73-2	平成22年12月22日
地域振興開発研究会	山 口 哲 雄	黒 木 勝 勝	延岡市緑ヶ丘2-33-13	平成22年12月27日
山口てつお後援会	山 本 剛	甲 斐 泰 泰	延岡市旭町4丁目3400番地1	平成22年12月27日

宮崎県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成23年3月10日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

(政党)

政治団体の名称 民主党宮崎県参議院選挙区第2総支部

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 21,339,475円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年收入額 21,339,475円

(2) 支出総額 21,339,475円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄附 1,180,000円

ウ 政治団体からの寄附 1,180,000円

オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 20,000,000円

カ その他の収入 159,475円

合 計 21,339,475円

[寄附の内訳]

ウ 政治団体からの寄附

渡辺創後援会 780,000円 宮崎県宮崎市

日本林業の政策を推進する政治連盟

100,000円 東京都千代田区

宮崎県歯科医師連盟 300,000円 宮崎県宮崎市

小 計 1,180,000円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費 8,896,174円

ア 人件費 3,230,150円

イ 光熱水費 281,473円

ウ 備品・消耗品費 1,055,142円

エ 事務所費 4,329,409円

イ 政治活動費 12,443,301円

ア 組織活動費 1,308,322円

イ 選挙関係費 3,983,326円

ウ 機関紙誌の発行その他の事業費 5,978,585円

 b 宣伝事業費 5,978,585円

オ 寄附・交付金 1,013,068円

カ その他の経費 160,000円

合 計 21,339,475円

(その他の政治団体)

政治団体の名称 財部一男後援会

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 4,851円

ア 前年繰越額 4,851円

イ 本年收入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 たじま浩二後援会
(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	323円
ア 前年繰越額	323円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	323円
2 支出の内訳	
ア 経常経費	323円
ウ 備品・消耗品費	323円
合 計	323円

政治団体の名称 地域振興開発研究会
(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円

1 指定届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
遠 藤 威 宣	県議会議員（候補者となろうとする者）	えんどう威宣後援会 新生会	遠 藤 威 宣	児湯郡川南町大字川南 840-1	平成22年12月27日

海区漁業調整委員会指示

宮漁調委指示第92号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

平成23年 3 月10日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

漬け漁業は、次の操業区域及び操業期間以外営んではならない。

ただし、宮崎海区漁業調整委員会指示第61号の承認に基づいて営む場合には、この限りでない。

1 操業区域

次のイ、ロ、ハ、ニ及びイを順次に結んだ線によって囲まれた海域。

- イ イクイ碇から97度、10,400メートルの点
- ロ 大分県深島南端（灯台）から 120度、5,400メートルの点
- ハ ロから 120度、7,000メートルの点
- ニ イから 120度、7,000メートルの点

2 操業期間

4 月 1 日から11月30日まで

3 指示の有効期間

平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

イ 本年収入額 0円
(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 山口てつお後援会
(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	2,091円
ア 前年繰越額	2,091円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

宮崎県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第 2 項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年 3 月10日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康